## 「車イス等貸出事業」のご案内

病気やケガ等で、「車イス」や「車イス用ワンタッチスロープ」が 一時的・緊急的に必要になった方に、無料で貸出します。車イスは、市 民の方や企業団体・学校からの寄付によるものです。 大切にお取り扱いください!



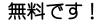
どんな人が *)* 借りることが できるの? 使用者又は申請者が 東根在住・在勤・在学で あれば、年齢に 関係ありません

※詳細は裏面をご覧ください



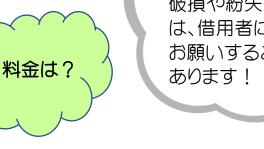
どのくらいの 期間借りることが できるの? 1か月を基本とします。 一旦返却し、車イス等の 状態を確認したうえで、 更新申請すれば1か月 単位で延長は可能です が、最長でも3か月に なります。





但し、故意による 破損や紛失等について は、借用者に修理・代償を お願いすることが あります!





## =車イス貸出の例=

① 介護保険認定の申請中のため、介護サービス利用までの間借りたい⇒ OK※介護保険制度等で車いすのレンタルができる方は制度の利用が優先です



- ② ケガや骨折のため緊急的・一時的に借りたい⇒ OK
- ③ 旅行や外出のため、車イスを借りたい⇒ OK
- ④ 市外在住の親が来訪し、市内の観光名所を案内したいので借りたい⇒ OK
- ⑤ その他⇒ ご相談ください

## 車イス等使用にあたってのお願い

- ●車イスの保有台数に限りがあるので、在庫状況によっては貸出 ができない場合や、希望する車イスを借りることができない場合が あります。
- ●破損や紛失等があった場合は、直ちに連絡ください。但し、故意 による破損や紛失等については、使用者が修理・代償してください。
- ●使用中に生じた汚れは、使用者で落とし、使用前の状態に戻す 努力をしてください。
- ●使用中に発生した事故については、東根市社会福祉協議会では 一切責任は負いませんので、安全に留意して使用してください。

詳しいことや不明な点はご連絡ください! ^

。【申請・お問い合わせ】 東根市社会福祉協議会 ( ☎0237-41-2361